

ふぐ取扱所認証書再交付（区部・八王子・町田市） 審査基準

【事務の根拠】

○東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年三月三十一日条例第五十一号。以下「条例」という。）
第十三条第三項

営業者は、認証書を破り、汚し、又は失つたときは、認証書の再交付を知事に申請しなければならない。

【認証書の再交付の申請書の様式】

○条例施行規則（昭和六十一年六月二十四日規則第二百二十三号）第十六条

条例第十三条第三項の規定により認証書の再交付を申請しようとする営業者は、別記第十五号様式によるふぐ取扱所認証書再交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、認証書を破り、又は汚した者が再交付を申請しようとするときは、当該認証書を添えなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

(ふりがな)

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

ふぐ取扱所認証書再交付申請書

認証書を破り、汚し、又は失ったので、東京都ふぐの取扱い規制条例第 1 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふぐ取扱所の名称	
ふぐ取扱所の所在地	
専任のふぐ調理師の氏名	
専任のふぐ調理師の免許番号	第 号
認 証 年 月 日	年 月 日
再 交 付 の 理 由	破った ・ 汚した ・ 失った
破り、汚し、又は失った年月日	年 月 日

添付書類 認証書を破り、又は汚した場合にあっては、当該認証書

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	手数料印